

報道資料 4

平成 27 年 1 月 14 日

報道機関各位

商工課長



「三条市若年者雇用拡大奨励金」 の申請スタート

三条市では、若年者の雇用環境の改善を図るため、新たに若年者を雇用する中小企業者に対する奨励金の申請相談および受け付けを開始します。今年度からは4月の新卒者採用における雇用拡大にも利用できます。

1 制度の概要

(1) 対象事業所

三条市内に事業所を有し、中小企業基本法第2条に定める中小企業者で、従業員数が製造業・建設業・運輸業その他の業種では100人以下、卸売業・サービス業では30人以下、小売業では10人以下の事業所が対象

(2) 交付要件および交付額

平成26年1月2日から平成27年1月1日までに、市内在住の35歳未満の若年者を雇用し、正規雇用者の数を増加した場合、雇用対象者1人あたり10万円を、また、昨年度、本制度の交付対象となった事業所において、1年目の奨励金交付対象者を継続雇用し、正規雇用者数を維持・増加している場合、雇用対象者1人あたり5万円を交付

2 申請書様式 三条庁舎、栄庁舎、下田庁舎にあるほか、ホームページからダウンロードできます。

3 申請方法 三条庁舎、栄庁舎、下田庁舎まで持参または郵送で提出

4 申請期間 2月9日（月）～2月27日（金）

5 問い合わせ 商工課までお問い合わせください。
また、申請に先立ち、申請相談を承っております。

担当：商工課 商工係 五十嵐

電話：0256-34-5511（内736）